

法律

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十二号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八百九十九条」を「第八百九十九条の二」に、「第一千二十七条」を「第一千四十一条」に、「第八章 遺留分(第一千二十八条―第一千四十四条)」を「第八章 遺留分(第一千四十二条―第一千四十九條)」に改める。

第九百八十五条第二項を削る。

第五編第三章第一節中第八百九十九条の次に次の一条を加える。

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次

条及び第九百九十一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対

抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百九十一条の規定により算定した相続分を超

えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承

継した場合にあつては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継

の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適

用する。

第九百九十二条第一項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

第九百九十二条の二 被相続人が相続開始の時に有した債務の債権者は、前条の規定による相続

分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第九百九条及び第九百九十一条の規定により

算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の

一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

第九百九十三条第一項中「前三条」を「第九百九条から第九百九十二条まで」に改め、同条第三項中「その

意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」を「その意思に従う」

に改め、同条に次の一項を加える。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供す

る建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与に

ついて第一項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

第九百九十六条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第九百九十六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、

その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなす

ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、

当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

第九百九十七条第一項中「遺産の」の下に「全部又は一部の」を加え、同条第二項中「その」の下に

「全部又は一部の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合に

おけるその一部の分割については、この限りでない。

第九百九十七条第三項中「前項」を「前項本文」に改める。

第九百九十九条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九百九十九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の

一に第九百九条及び第九百九十一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的

な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごと

に法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。こ

の場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の

分割によりこれを取得したものとみなす。

第九百六十四条ただし書を削る。

第九百六十八条第二項中「自筆証書」の下に「前項の目録を含む。」を加え、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七条第一

項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合に

は、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の

毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面)に署名し、印を押さな

ければならない。

第九百七十条第二項及び第九百八十二条中「第九百六十八条第二項」を「第九百六十八条第三項」

に改める。

第九百九十八条を次のように改める。

(遺贈義務者の引渡義務)

第九百九十八条 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時(その後に当該物

又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあつては、その特定した時)の状態で引き渡

し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その

意思に従う。

第九百九条を次のように改める。

第九百九条 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければ

ならない。

第九百九十二条第一項中「遺言執行者は」の下に「遺言の内容を實現するため」を加え、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

第九百九十三条に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗す

ることができる。

3 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。)が相続財産についてその権利を行使す

ることを妨げない。